

契丹の横宣横賜の名稱

稻 葉 岩 吉

わが高麗朝に於ける東亞諸國との關係を顧みるに、半島の凡べての時代を通じて、最も複雑さを示してゐるのである。特に、滿洲・東蒙古から崛起せる部族には、契丹の遼と、女眞の金國とがあり、交々威力を半島の上に發揮したが、繼いで蒙古の元朝大に起るに及びては、半島は、完全藩國の形式と内容とを具備するに至つたが故に、それら北方諸民族より感受したところの政治文化の影響は、決して、鮮少ではなかつたはずである。これらの諸問題については、從來學界多方面の注視するところではあり、現に、一昨年ほど、京城帝國大學法文學部の手に

て景印されたところの龍龜手鏡のごとき、その遼版に近

いものであらうことの見解は、多方的禮讚を受けた。近く額印される伽耶山海印寺經版の一部慧琳音義は、同じく契丹系藏經であるといふ理解に於て、特色づけられてゐるのである。金石文字の方より見れば、また幾多興味ある遺蹟を留めてゐる。わたくしは、かつて、咸鏡北道北青郡なる城串山摩崖の女眞字を釋讀して、之を至元中の題名記であらうとし、その劈頭の文字こそは、女眞字に示されるところの *Soko suna* の唯一記念であるとしたこともある(青邱學叢第二號拙文參照)。かの開城南大門の梵鐘巴思八文字のごとき、その巨鐘と製作と

に於て、最大の誇りを示すものであらう。かやうにして遺物遺蹟の、これら前代の外國關係を立證するものは、一二にとゞまらず、われらの調査研究の進むにつれて、尙ほ幾多の好材料を見出し得べきことを信するのであるが、たゞしかし不思議なることには、それら契丹・女眞等それぞれの政治文化の痕迹を示すところの文字は、殆んど高麗史上に見ることを得ないのである。契丹は、顯宗以來、宗主國の地位を占め、玉帛の交通、百餘年に垂んとした。又たこちら高麗よりは、早く契丹語練習生をば多數派遣してゐるのであつた。金代にても同様である。又た、その昔に溯れば、黒水譯語などいふものもあつた。黒水は、多分、黒龍江方面の種族であり、靺鞨の名の下に交通してゐた種族であらう。かの豆滿江の對岸、東間島の地面に、一時の覇を稱した東眞國の文字すらも、こちらには、逸早く練習したといふ記録がある。それら累積の過程は、たしかに、高麗歴史のもつところの一大特色であるに關はらず、それら契丹語や女眞語の數々をそこに見出さぬといふことは、果していかなる原因に歸す

るであらう。わたくしは、むしろ不思議に考へてゐる。もし強いて、女眞語を高麗史の本文に求むるとせば、睿宗己亥の終りに、是歲增築長城三尺、金邊吏發兵止之、不從、報曰修補舊城、葛懶句李董胡刺古・習顯以聞云々との一節に見ゆるところの胡刺古習顯らの職名なる李董の二字は、これに相當するといつてよい。李董は乃ち宋の許亢宗奉使行程錄に見ゆるところの李董に相當し、金史に見ゆるところの勃極烈に相當する。但し、高麗史の編者は、この二字をもつて、官職とは解せずして、或は、人名をもつて見たものであるかも知れないのである。いづれにせよ、高麗史を通じての女眞語らしいもの、右の李董の二字にすぎないといふことは事實であり、必しも、わたくしの失檢ではなからうかと考へる。

然らば、契丹語は如何、わたくしは、たゞ一つの場合が見出されてゐると思ふ、それは、横宣又は横賜と稱する名詞であり、「宣」又は「賜」に冠するところの「横」は漢字のまゝに解されず、契丹語をもつて充當すべきまでであると信するのである。以下少しくこれが臆見を述べて、

大方の叱正を仰ぐこと、したのである。

二

さて、横宣の名稱は、高麗の靖宗七年四月中、契丹横宣使秦州防禦使馬世長來といふ記事をもつて始めとするのである。同十二年六月中、又た横宣使檢太傅耶律宣來とあり、文宗二十一年十一月中には、横賜使歸州刺耶律賀來と見え、睿宗七年十二月中、又た横賜使檢校司空蕭遼禮來とありて、數日後の記事に、受詔乾德殿といふ記事がある。而してその冬十月の記事には、遣工部侍郎李寵麟如遼謝横賜とある。わたくしは、この横宣も横賜も同一性質の賜與であらうことを想像し得るのである。金が遼(契丹)を亡ぼして後、金國よりは、同じく横宣・横賜使がそれぞれ差遣せられ、こちら高麗よりは、その都度横賜の謝恩を致してゐる。金史の記事によると、その度数は、遼代のそれに比して、むしろ頻繁であつたやうである。由來、遼金二代の高麗への節使は、第一冊封、第二勅祭、第三賀生辰、これが常例であつた。これら常例の外に、所謂横宣・横賜と稱するところの節使の來往が

契丹の横宣横賜の名稱 (稻葉)

見られたわけであるが、その儀禮の内容に關しての記録は、全く傳はらない。

幸ひ、契丹國志^{掃葉山房本}に高麗の貢進に關して左の記事を收めてゐるのである、曰く

新羅^{〇一本作高麗}國貢進物件

金器二百兩 金抱肚一條五十兩 金沙鑼五十兩

金鞍轡馬匹五十兩 紫花綿紬一百疋 白綿紬五百疋

細布一千疋 粗布五千疋 銅器一千觔

法清酒醋共一百瓶 腦元^{〇一作光}茶十觔 藤造器物五十事

成形人參不定數 無灰木欄十個 組紙墨不定數目

本國不論年歲、惟以八節貢獻、人使各帶正官、惟稱

陪臣、橫進物件

粳米五百石 糯米五百石 織成五彩御衣不定數

と、以上の品目について考察することは、今姑く置くこ

と、し、この記録の數ふるところによれば、高麗の朝貢

は、貢進と横進との二者に分たれてゐる、貢進は、八節

の貢獻を指すに違ひなく、その所謂横進とは、横宣・横賜

に對するところの謝恩の意味に於てなされた貢進の一種

であると思はれるのである。就中、注視されることは、その物件に、織成五彩御衣を収録することではなければならない。織成五彩の御衣といふやうなものは、いづれ精巧なる工藝品ではあらうから、こちら高麗の所産であるとは限らない、或は、宋商より得るところの貿易品ではあるまいか。いづれにせよ、御衣といふ性質より視て、横進とは、契丹の皇族にむけてさるゝものであらうことは想定されるのである。

一方、金の横賜の場合を見ると、高麗史、毅宗己丑秋七月の條に、金遣横賜使符寶郎徒單懷貞來賜羊二千といふ記事があり、明宗丙午六月の條には、金横宣使大理卿季磐來宴于大觀殿云々とありて、數日後の記事に、賜羊于文武參官以上及近臣有差とあるから、この場合は、前と同様、横賜の内容には、多くの羊が將來されたものであるまいかと、想像されるのであるが、これらの賜與は定めて、契丹の舊事を沿ふたものであるとの想像も、可能であると思ふ。乃ちあちら遼金よりは多くの牛羊を、その牧地よりもたらして、之をこちら高麗に贈與し、そ

の代償に、農作物であるところの米や、工藝品の數々を取得たものではあるまいか、これしかし、横宣・横賜の内容の全部であるといふのではない、たゞかゝる場合も發生したものであらうことを想像するに止まるのである。高麗史によるに、横宣・横賜使か、或は、先帝の遺品を頒たんとて、或は、大藏經を贈與せんがために、こちらにその使の差遣されたこともある。わたくしの失檢であるかも知れないが、遼史を通じて、横宣・横賜使の名稱は見當らず、又た契丹國志に見ゆるところの横進は、こちら高麗史に見るを得ないといふことは、單に記録の不備をもつて、かたづけて可いものであらうか。

三

然らば、この横宣・横賜といふ名義は、いかやうの意義をもつて解せられるものであらう。わたくしは、まづ之を漢字音義より考へてみたのである。元の徐元瑞に史學指南といふ名著がある。宋元の官場用語を多く彙取してゐるから、これに據つて檢出してみた。それには、横造といふ文字や横收といふ熟語はあり、これらの「横」は、

額外といふことには一致する。横宣・横賜は、規外の貢進であるから「横」と稱したといへば、多少意義をなすやうではあるけれども、もと／＼、指南での横は、横暴の意を含みてゐる、正課以外の徴税であるといふ意味である以上、かゝる朝廷の儀禮に冠せしむる文字としては、蓋しあり得べからざることである。況んや宗主國自らが横宣・横賜と稱するに於てをや。わたくしは、かやうの觀點よりして、之を漢字音義に求めるといふことは、無効であると考へ、或は乃ち高麗史のそれは、こちら特有の文字ではあるまいかとした。なぜならば、遼史や契丹國志を通じて、横宣・横賜の名稱は、未だ見出されず、ひとりこの使節を受入れたところの側に於て見られるからである。しかし、この豫想も亦全く當を得るものではない。

横宣・横賜は、高麗一方に限られず、西夏に對しても、同一名稱の下に於て、使節は、差遣せられてゐるからである。今、西夏起事本末より抄出すること左のごとし。
(宋) 紹興二十七年夏四月戊戌、金以宿直將軍温敦幹喝、爲横賜夏國使。

(宋) 乾道二年四月戊戌、金以宿直將軍斜卯擱刺、爲横賜夏國使。

同五年夏五月、金以宿直將軍完顏賽也、爲横賜夏國使。
同八年夏四月癸亥、金以宿直將軍唐括阿忽里、爲横賜夏國使。

淳熙十一年春二月丙戌、金以器物局使回、爲横賜夏國使。(以下略之)

本文の記事は、専ら金國の横賜使のみを収めるのであるけれども、これら横賜使の、契丹の舊名を襲ひ、また内容を一にしたものであらうことは、想像される。

四

横宣・横賜の意義の、漢字音義より求め得られざること、前述のごとし。今は、順序として、契丹語彙より求むべきではあるから、まづ之を遼史國語解に求めた。由來、契丹民族の語言ほど不明なるものはないのである。たゞ幸ひ、遼史には、國語解といふ附録があり、金元二史のそれと、ともに三史國語解と稱せられてゐるが、いふまでもなく、三史は、その性質上、漢字以外の多くの語

言を収め、それは難解であつたから、編史者は、まづ前二史に語解を附し、元史の編纂に當りて、また語解を附したのである。今より見て、不備の點は多いものであらうけれども、研究者にとりては、唯一の津梁といふの外はない。この國語解にも、もちろん、横宣・横賜の名稱は見出されないのではあるが、たゞ一つの横字を冠するところの名詞を見出す、乃ち

横帳。德祖族屬、號三父房、稱横帳、宗室之尤貴者。

といふ記事である。德祖は、契丹の太祖阿保機の父をいひ、太祖の血縁（兄弟行）に屬する族をば、三父房と稱した。房といふことは、古く用ひられてゐる家族單位の名詞であり、契丹では、之を帳といつたらしい。乃ち斡耳朶

Orda の制である。三父房は、横帳といふ榮爵が與へら

れた。それは、宗室の最貴者であるといふのである。遼史（一八三）耶律隆運の本傳には、聖宗、統和二十二年中

の記事として、徙王晉賜姓、

（隆運）

出宮籍、隸横帳季父房後、

乃改賜今名、

（晉）

位親王上云々とあり、契丹國志にて之を見

ると、隆運一族、附籍横帳、列於景宗廟位、契丹横帳、

猶宋朝玉牒所也云々と書いてゐる。横帳は宗室之尤貴者といふ國語解の記事の内容は、これで充たされるであらう。同じく聖宗本紀、統和八年三月の記事に、詔横帳三房、不得與卑小帳族爲婚、凡嫁娶必奏而後行とある。血族を尊重し、貴族の *Orda* をして、卑小帳族と混血せしめざるやう支持してゐた影迹は、やがて當然であるかに觀取せられるのである。畢竟、横帳の横の意義は、これら最尊最貴の帳族 *Orda* に冠せらるべき限定文字であつたに違ひないのであるが、しかし、この横字が、何故にさる尊貴の意義を有するかは、前に述べたごとく、漢字音義では判らないのである。別に、契丹語言によるところの新意義が、この横字の上に與へられてゐたものと解釋するより外はないものであらう。

しかし、從來、知られるところでは、太祖阿保機は、漢人の智慧により、文字を作製した、隸書の半をもつて之を増損し、その文字數千に至つたといふのであるから契丹字は外形こそ漢字に類するものなれ、その點劃に、出入あること、猶ほ女真大小字のごとくなるべきはずで

ある。今この横宣・横賜の場合を見るに、それは正しく漢字の横字であり、増損は加はつてゐるといふものではない。然る限りに於て、漢字音義以外の意義を配すといふことは、全く不當のやうに解せられるのであるが、わたくしは、前述新五代史の記事であるところの文字製作に

關するものは、必しも、當時使用されたところの文字の全體であるとは思惟せられず、他方、漢字を採用した、そしてそれに別様の意味を付してゐた場合をも認められてよいものと思ふ。例へば、シラムレン *Siaramen* の漢字によりて表出された場合、漢又は潢水をもつて表出されてゐる。もとゞ横といふ文字は、積水とか大池とかいつた意義を有し、*Siara* といふ意義は、聊かも認められない、*Siara* は契丹語言の黄色の黄に相當する。大化新政の際に當りて、わが朝廷にては、漢字による官階を採用したが、その實際の稱呼は、漢字音義に依らずして日本固有の意義訓讀を配せること、翰苑所引の括地志に、倭國其官有十二等、一曰麻卑兜吉籙、華言大德、二曰小德、三曰大仁、四曰小仁云々とあるがごとし。大徳の二字をば

いかに解釋しても、わが麻卑兜吉籙(マヒトキミ)に相當する意味を見出し得られやう。畢竟、典佳なる文字を漢籍に借用し、漢人に示さるゝ場合の用意にと採用したものであらう。契丹人に對しても、こうした用字上の觀測は、許容されるものではあるまいか。

五

横帳の場合を考へるに、これまた漢字によりて表出されてはゐるけれども、その讀方なり意義なりは、聊かもそれに拘束さるゝものではなく、契丹語の *Siara* を表出したものであることは、明白である。*Siara* については、契丹國志(三三)に

契丹部族、本無姓氏、惟各以所居地名呼之、婚嫁不拘

地里、至阿保機變家爲國之後、始以王族號爲横帳、仍

以所居之地、名曰世里、著姓世里者、上京東二百里地

名也今有世里没里以漢語譯之爲之耶律氏復賜后族姓蕭氏、番法王族惟與后

族通婚、更不限以尊卑、其王族后族二部落之家、若不

得北主之命、皆不得與諸部落之人通婚、或諸部族、彼

此相婚嫁、不拘此限漢人等亦同此故北番惟邪律蕭氏二姓也。

とある。いふところによれば、横帳の名をもつて王族に與へたのは、太祖阿保機からであり、それら横帳族屬が居住してゐたから、そこに世里といふ地名が現はれた、

それは、上京[○]林[○]の東二百里の地名であるといふのである。かゝる觀察は、あり得ること、思ふ、名族がゐたから、それが縁を成したといふ工合に解せられてゐるけれども、もと／＼夾注の世里没里は、契丹國志の漢譯云々といふのではなく、鮮卑以來の饒樂水に相當することは往年、白鳥博士の東胡民族考の各節に論證せられるところのごとし、世里^{Si Si}といふ契丹の名族がゐたから、水名（遼河の上流）が発生したといふのではないので、夾注の説明を併せて顛倒してゐるのである、乃ち^{Sia Muren}世里没里と稱する水邊に居住をつゞけてゐた契丹の民族に、阿保機の一族屬が現はれ、取りてもつて氏とした、耶律でも蕭氏でも、同じく世里^{Sia}の漢譯でなければならぬのである。（白鳥博士東胡民族考十三參照）^{Sia}は、蓋し黄色の黃であり、水色が黃土質によりて成されてゐるから、之を黃水と稱したものであらう。前に述

べたがごとく、契丹人は、漢字で表出する場合、この河をば黃水と呼んでゐた。そして、國語シラムレンであることは、申すまでもないのである。

そこで、契丹國志の説くところの横帳の由來のそれは、すべて、逆推してよいものと、わたくしは信するのである、乃ち世里没里の邊にゐたから、之を王族の稱號として之を耶律氏とも稱し、漢字では、之を横帳といつた。横帳は、正しくは、國語の^{Si Si Orda}でなければならぬのである。故箭内博士の新研究になる元朝鞞耳朶考に、白鳥博士の「塞外諸民族の黄色を格別貴重した風習は、遠く高句麗の黃部に溯り得べく、元朝の^{Sia Orda}も、同様である、乃ち支那民族の五行思想をもつて解さるべきであらう」との談話一節を収めてゐられるのは、併せて考ふべきものである。

さらに、横帳族屬の政治上の地位について考察してみたいのである。帳即ち^{Orda}は、契丹國家構成の主要部分を占めてゐる。契丹民族の國家は、北南二大系より成立し、その北系は、契丹人を主とする東胡系民族であつ

たが、それらは、いづれも部落國家の生命を持續してゐた、部落中の有力者が、兵力か或は他の合法手段によりて王位を占めるわけであり、その一部は、多くの帳屬 Orda をもつて成立したわけであるから、阿保機の即位にても、この情勢は喪失せず、遼史の所々にその次第が現はれるのである。遼史の氏志には、皇帝即位とともに新しい帳屬 Orda の設定されたといふことが書いてある、太祖の算斡魯朶はその始めであらう、曰く、算斡魯朶太祖置、國語心腹曰算、官曰斡魯朶、是爲弘義宮、以心腹之衛置、益以渤海俘・錦州戶、其斡魯朶在臨潢府と。乃ち算斡魯朶の漢名は、弘義宮をもつて稱せられ、腹心者を主とし、それに新俘を隸屬せしめたのである。遼志には、各皇帝の斡魯朶の記事があるから、就て見ることを便とするであらう。興味あることは、これら斡魯朶 Orda には官府僚屬を置き、又た州縣を附屬したのである。特に、横帳に至りては、格別の組織を有したものでらしい、同史百官志に

皇族立祖伯子麻魯無後、次子巖木之後、曰孟父房、叔

契丹の横宣横賜の名稱（稻葉）

子釋魯曰仲父房、季子爲德祖之元子、芝爲大祖天帝帝、謂之横帳、次曰刺葛曰迭刺曰寅底石曰安端曰蘇、皆季父房、此一帳三房、謂之帳皇族（中略）皆統於大惕隱司とあるがごとく、横帳に屬するところの部族三房は、帳皇族とも稱せられた。大惕隱司は漢語の宗正に當るとのことであるが、横帳には、常袞・大師・大保・司空・郎君・知事以下の官府があつた。儼乎として、分朝の内容と威儀を備へたものでなければならぬ。

六

かやうに考へれば、契丹に於て、横字を冠するところの儀禮即ち横宣使・横賜使といふものは、横帳の横 *šira* と同一に解釋して可いものと信ぜられるのである、横宣は *šira* の宣旨使であり、横賜は *šira* の賜與であるから、換言すれば、勅宣・勅賜といふことに相當するのであらうと思ふ。而して、*šira* を特に耶律（蕭）に作り、格別、漢字音義を避けたといふところに、契丹人の意識は察知せらるゝごとく、横宣・横賜も同様、漢字を借用して、而もその意義に従はないのである。東胡系の民族のこ

うした思想の傾向は、清の乾隆時代などに製作された塞外地理誌を採れば、十分に觀取される。

しかるところ、之とは全く反對にして、横帳の横を漢字音義に求めてゐる、乃ち縦横の横に解釋した記録があり、而かもそれは、遼史の百官志(一)遙輦九帳の條にあるから、一段の注意を要するものがある。左のごとし。

遼俗東嚮而尙左、御帳東向、遙輦九帳南嚮、皇族三父帳北嚮、東西爲經、南北爲緯、故謂御營爲横帳云。

この記事によると、契丹の帳幕は、御帳の外、遙輦氏の九帳と皇族三父帳とより成り、御帳は、遙輦・三父帳の南北より相對面するその中間を東西に横斷する形になつてゐる、故に、御營は横帳の名を得たといふので、通説のやうではあるが、不可解なることには、横帳は横帳、御帳は御帳であり、混同するを得ざるのみならず、いふところの三父帳は、即ち横帳をもつて呼ばれてゐること前掲諸記事の示すところのごとし。横帳と御帳の區別は滿洲民族の覺羅に似たものであると、わたくしは考へる。覺羅は、もと宗室全體の稱呼であつたけれども、族屬の

發達につれて、持定爵稱の一となつた、この横帳は *ᠬᠢᠮᠠ* であるから、最貴の地位を占めてゐたものではあるが、算斡魯朶など、皇帝腹心の宮屬が、御帳として編成されるに至りては、自から坐位に差等を生じ、他の遙輦氏九帳と對立するやうになつたものと思ふ。遼史は、またこの遙輦九帳をもつて横帳の上に居らしめたやうに記述してゐるが、左様の場合も行はれたではあらう。抑も契丹人は、帳 *ᠣᠪᠠ* の外に、捺鉢をもつてゐた、捺鉢は移動的の *ᠣᠪᠠ* であり、漢語行營と稱せられてゐるものであるが、捺鉢の、一定の地點に暫定する場合、果して前掲の如き坐位によりて設帳したものであらうか、寧ろ疑はざるを得ないのである。わたくしは、捺鉢の位置されるの經緯をもつて、横帳の意義を求めんとしたのは、全く望文の解釋に過ぎざるものであり、漢人一流の筆法であると推し今は従はない。(完)

— 昭和六・一・二三〇 —